

特集／中国の規制動向

〈1〉 中国の不正競争防止法に関する最新の動向と留意点

株式会社 KyK インターナショナル

知財法務コンサルタント 相澤 良明

前書き

不正競争とは、事業者間で認められるビジネス倫理に反する、また公正な競争を阻害する行為全般をいう。中国の不正競争防止法は、中華人民共和国反不正当競争法（本稿では、反不正当競争法、或いは本法という。）の名称で、社会主義市場経済の健全な発展の促進し、公正な競争を奨励・保護し、不正競争を阻止することで、事業者と消費者の正当な権利と利益を保護することを目的として制定されている。

反不正当競争法には、公正な競争や競争を排除する行為を規制する法的性格があるため、知的財産権に関する商標法、特許法や独占禁止法を補完する規定、並びに営業秘密を保護する規定が含まれている。また、近年のインターネット環境を利用したビジネスの拡大を受けて、2022年以降は、インターネット関連事業者に対する規制の強化が追加されている。

本稿では、2025年10月15日に第3回改正が施行されたばかりの反不正当競争法の成立、規制する不正競争行為と法的責任、最新の改正で注意するポイントに加えて、現在、中国で増加傾向である営業秘密侵害の最近の事例を紹介する。

営業秘密侵害で注目されているのは、この7月28日に、上海市検察院がファーウェイ（華為技術有限公司）の半導体子会社の上海海思技術有限公司の元従業員が元勤務先のWi-Fiチップ技術の営業秘密を

不正に入手し、退職後設立した会社の事業に使用したとして、元従業員14人に禁固6~3年、罰金300万~120万元を科す判決を下した事件である。本件は、大企業の元従業員による営業秘密侵害が事業に大きな影響を及ぼした事件として報道されているが、企業は反不正当競争法に基づき、企業の重要な営業秘密を保護するための法的枠組みと救済を理解するだけでなく、具体的な従業員管理の重要性を再認識させられる事件である。営業秘密の解説が中国に進出し、生産や販売活動に従事する日本企業の一助となることを希望する。

1. 中国の反不正当競争法とその関連規定

(1) 反不正当競争法の成立と現在までの改正

1993年9月2日の第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議において採択され、本法は全33条からなる一般法として公布され、同年12月1日に初めて施行された。

第1回目の改正は、その後10年以上経過し、インターネットを含む市場経済の発展に伴い、新しい業態やビジネスモデルが出現し、新たな不正競争行為の取締りの必要性、民事・刑事による賠償や処罰を活用した法的責任制度の整備と処罰の強化、そして、関係法令の商標法、広告法、独占禁止法などが改正されたことによる整合性など、多くの必要性に対応するため、2017年11月に成立し、2018年1月1日

に施行された。

その後、翌年 2019 年 4 月 23 日に修正、施行されたが、修正理由は、直前の 3 月 15 日に公布された「外商投資法」の 23 条の営業秘密の保持と 39 条の営業秘密の漏えいに対する罰則に対応したものと言わされている。秘密保持義務に加えて、保持義務違反や違反の教唆や帮助など関係者の範囲とその義務を明確にするとともに、民事訴訟での立証責任の軽減、悪意による侵害に対する懲罰的賠償を 5 倍まで認める規定を追加したことに意義がある。この修正は、比較的大幅な修正であり、現行法の骨子が確立したと言われている。そのため、最高人民法院は、民事訴訟における法律の解釈と適用のため、反不正当競争法の適用に関する解釈（法釈〔2022〕9 号）と営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干の問題の規定（法釈〔2020〕7 号）を公布した。

第 2 回改正は、2025 年 6 月 27 日に公布され、同年 10 月 15 日に施行された。この最新の改正は、新デジタル経済への対応、「内向型競争」の是正、大企業による中小企業に対する「抑圧」の緩和を目的としており、28 条を改正、9 条を追加して、合計 5 章 41 条の構成と充実したものとなっている。

（2）反不正当競争法に関連する法律法規

本法に関連する主な法律や規則（弁法と呼ばれる）を以下にリストアップする。また、中国は判例主義を採用していないため、個別の判決が他の同類の裁判に影響を及ぼさないことを原則としている。しかし、司法判断を統一するため、最高人民法院や最高検察院、地方の高級人民法院などは司法解釈や司法意見を公布、また典型事例を公表することで、最高人民法院から地方の最下位の基層人民法院での司法判断の統一を図っている。従って、本法の適用に関する代表的な司法解釈も含めた。

- ①商標法
- ②特許法（特許法）
- ③著作権法
- ④独占禁止法
- ⑤電子商取引法
- ⑥刑法
- ⑦民法典
- ⑧インターネットでの反不正当競争暫定弁法

（2024 年 9 月 1 日施行）

- ⑨最高人民法院による反不正当競争法の適用に関する解釈（法釈〔2022〕9 号）
- ⑩最高人民法院による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干の問題の規定（法釈〔2020〕7 号）
- ⑪最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件処理における法律適用に関する若干の問題の解釈（法釈〔2025〕5 号）

（3）中国での法執行機関

日本の不正競争防止法の法執行は、独占禁止法のよう行政機関が法執行を行うのではなく、裁判所で民事救済と刑事罰が科される仕組みとなっている。

これに対し、中国の反不正当競争法の法執行は、民事救済と刑事罰に加えて、行政による処分を求めることができる。いずれのルートでも管轄権は、原則、紛争発生地、或いは被疑者の所在地であるが、事案により違いがあるので注意が必要である。営業秘密侵害で従業員が被疑者となる場合、勤務先の所在地ではなく、個人の居所の所在地となる。また、インターネットでの不正競争の場合、実際の事業地、違法結果の発生地であり、購入者が自由に選択できる商品受領地のみを侵害行為地とすることはできない。民事訴訟の場合、発生地に所在する基層人民法院である。技術系の営業秘密侵害の場合は、中級人民法院になる。刑事告訴をする場合、公安局（警察）に通報、或いは人民検察院に告訴する。そして、行政機関に通報する場合、発生地や被疑者の所在する市場監督管理局である。

| 救済ルート | 執行機関 | 救済内容 |
|-------|---|--|
| 民事救済 | 基層人民法院 中級人民法院（技術系営業秘密侵害事件） 注）二審制、再審請求可、和解調停も可 | a) 違法行為の差止 b) 損害賠償、合理的支出の賠償 c) 懲罰的賠償 d) 違反品などの没収、廃棄など e) 営業秘密の返還 |
| 行政救済 | 地方政府の市場監督管理局 注）和解調停可 | a) 違法行為の差止 b) 違反品や違法所得の没収、廃棄など c) 営業秘密の返還 d) 罰金 |
| 刑事救済 | 地方政府の公安局、検察、起訴後は人民法院 注）刑法に基づく救済、治安管理处罚法による处罚 | a) 違法行為の差止 b) 刑事罰（禁錮など）と罰金 c) 違反品や違法所得の没収、廃棄など |

中国での時効は、日本と比べて比較的短く、民事の場合、民法典 188 条に基づき、権利者がその権利が侵害されたこと及び義務者を知った日、或いは知りえた日から 3 年である。損害賠償の除籍期間は、損害を受けた日から 20 年間である。なお、刑事救済での公訴時効（訴追時効）は、刑法 87 条、219 条に基づき、刑により異なり 5 から 15 年である

2. 反不正当競争法の概要

（1）総則

本法は、社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励と保護し、不正競争行為を予防と制止することで、事業者と消費者の合法的権益を保護することを目的としている。

2025 年の改正（以下、最新の改正という。）では、目的に予防措置を新たに追加するとともに、公平な競争秩序を維持し、統一、開放、競争、秩序ある市場システムを整備すること、及び各事業者が法に従って生産要素を平等に使用し、市場競争に公平に参加できることの保証を国や地方政府の役割と明記している。

日本の不正競争法防止の目的と比較すると、社会体制が違うため原則に違いがあるが、事業者間の公正な競争や不正競争の防止、損害に対する措置など、公益と私益を保護する面では、ほぼ同じ目的である。

（2）不正競争の類型

本法は、第 2 章 7 条から 15 条に以下の 9 項目を事業者の不正競争行為として具体的に定義し、禁止し

ている。⑧と⑨は最新の改正で追加された。

①誤認混同惹起行為（7 条）

一定の市場で著名性のある商品の名称・包装・装飾など、屋号、ペンネーム、ドメイン名やウェブサイト、アカウントやアプリケーションなどの名称や称号などを使用することで出所を誤認混同させる行為のほか、最新の改正では、他人の商標を商号や検索キーワードとして使用することで出所を誤認混同させる行為、また、こうした行為を帮助する行為を対象に加えた。商標法や刑法にも関連規定がある。

②贈収賄行為（8 条）

事業者のみならず、贈収賄を行った社員や個人も対象とする両罰規定となっている。最新の改正では、賄賂を受け取ることを明確に禁止している。刑法にも類似規定がある。日本の不正競争防止法 18 条は、外国の公務員などに対する贈賄のみを規定し、その他の贈収賄を主に刑法や会社法に規定している。

③虚偽表示行為（9 条）

商品の性能、機能、品質、販売状況、使用者の評価、受賞歴などで虚偽の情報を用い、関連公衆を誤認させるように宣伝する行為、また組織的な虚偽の取引や評価などの方法で帮助する行為も含む。刑法にも関連規定がある。

④営業秘密侵害行為（10 条）

不正な手段により権利者の営業秘密を入手し、開示、使用、他人に使用許諾する行為、また、権利者との秘密保持義務に違反、或いは、他人に秘密保持義務違反を教唆、誘引、帮助し、保持する営業秘密を開示、使用、他人に使用許